

お取引時確認の変更について

マネー・ローンダリング対策強化
のため金融機関の窓口などでの
取引時確認方法が変わります

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法令」といいます。）に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認（「お取引時確認」といいます。）をさせていただいておりますが、法令の改正により、**平成 28 年 10 月 1 日からお取り扱いが一部変更になります。**ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【取引時確認の対象となるお取引】

- 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- 10 万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- 200 万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- 融資取引
- 外国への送金、外国からの送金の受領

※これらのお取引以外にも取引時確認が必要となる場合があります。

平成 28 年 10 月 1 日からの主な変更点

1 顔写真の無い本人確認書類（健康保険証、年金手帳）を金融機関に提示する場合、以下の確認が追加されます。



- 当該本人確認書類の提示



- 別の本人確認書類（住民票の写し等）の提示、または現住居の記載がある公共料金の領収書等の提示など



2 法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法として



- 当該法人が発行する身分証明書（社員証等）が使えなくなります。
（委任状等の取引権限を証する書類を有していること、または、当該法人に対して電話などによる取引権限の有無の確認を受けることなどがが必要です。）
- 登記事項証明書に役員として登記されている方であっても、当該法人の代表権者として登記されていない場合は、委任状などの当該法人の代理人等であることを証する書類が必要になります。



3 法人の実質的支配者に該当する自然人を特定し、その方の本人特定事項の申告をすることが求められます。

☞「実質的支配者」については下記参照



- 法人の議決権の 25% 超を直接または間接に有している自然人が実質的支配者に該当します。
（ただし、他に 50% 超の議決権を直接または間接に有している自然人がいる場合等を除く。）

4 外国政府等において重要な公的地位にある方（※）（過去にその地位にあった方）及びその家族の方並びにこれらの方が実質的支配者である法人については、以下のとおり厳格な確認の対象になります。



- 既に本人特定事項等の確認が行われていても、新たに別の預金口座の開設などを行う場合には、再度確認が求められます。また、200 万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合は、再度の本人特定事項等の確認に加え、資産及び収入の状況について書類（源泉徴収票、預貯金通帳等）での確認が求められます。

（※）外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方などが対象になります。

5 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」が簡素化されます。

●以下の公共料金、入学金等を現金納付する際の取引時確認が不要になります。

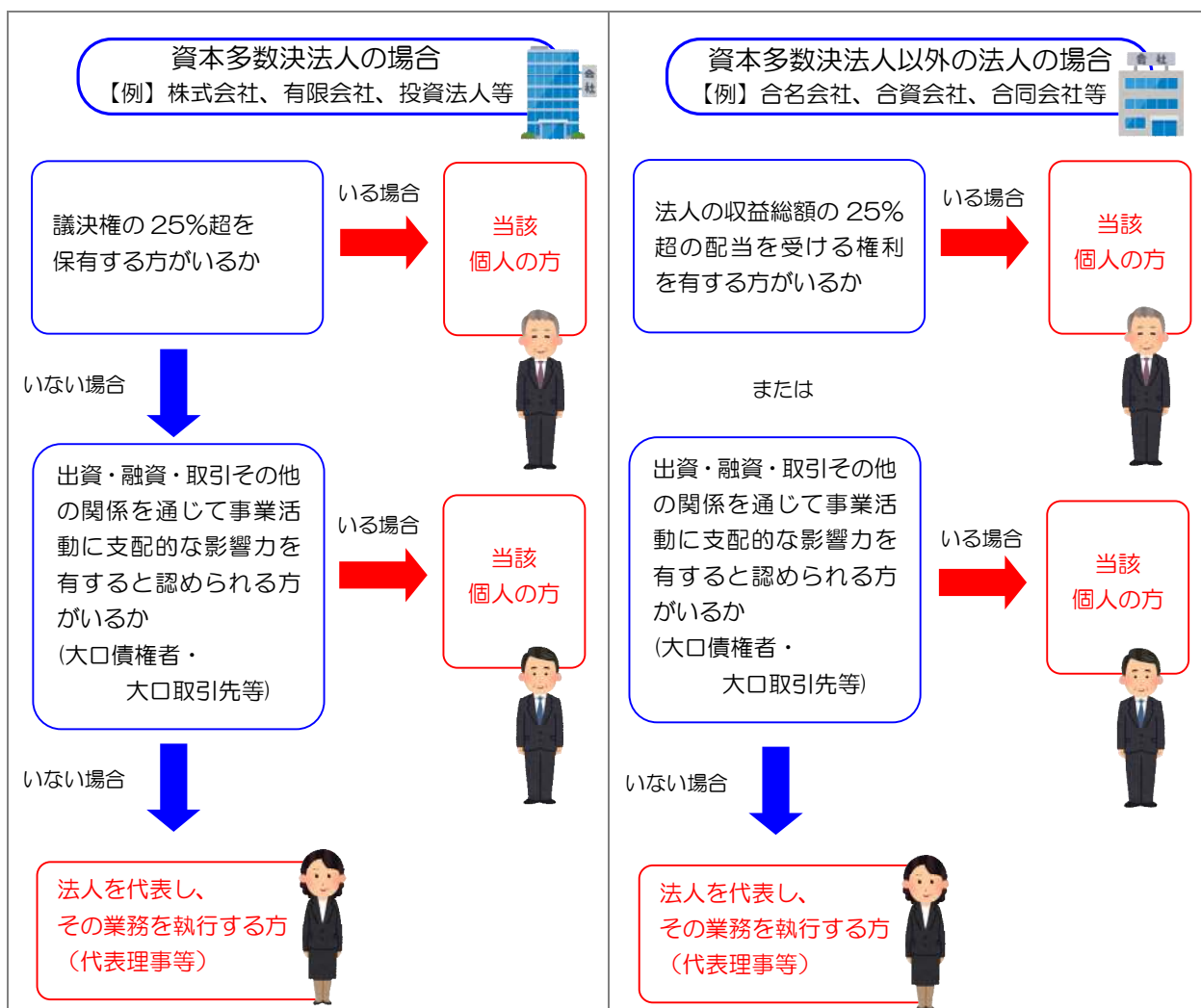


公共料金	電気、ガスまたは水道の料金
入学金・授業料等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校に対するもの

※国内のお振込み等に限ります。

実質的支配者について

議決権の25%超を直接または間接に保有^{※1}する等、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます^{※2}。



※1 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて議決権を保有していることをいいます。

※2 ほかに50%を超える議決権を直接・間接に保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方が実質的支配者です。法人のお客様の事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していない個人の方（病気等により業務執行を行うことのできない個人の方等）は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業およびその子会社の場合はその名称・所在地をご申告いただきます。

お取引の際に、法人の実質的支配者に該当する個人の方のお名前・ご住所・生年月日等を確認させていただきます。